

売買契約約款

(総則)

第1条 株式会社 smartDIYs (以下、「売主」といいます。) とお客様 (以下、「買主」といいます。) とは、売主が取り扱う製品 (ソフトウェアを含みます。) やサービス (以下、「当社製品等」といいます。) の売買契約を締結するにあたり、別に契約書類又は取り決め等による特約がない場合は、この売買契約約款 (以下、「本約款」といいます。) に基づき売買取引を行うものとします。なお、他社が定める売買契約約款、利用規約、その他これらに類する条項は原則として特約には該当せず、本約款と内容が抵触又は矛盾する場合には、本約款の規定を優先して適用するものとします。

2 当社製品等を購入できる方は、日本国内に居住している方で、かつ、本約款及び個別条件に同意した方に限ります。

3 本約款は、買主に個別に通知することなく変更される場合があります。本約款の変更履歴に関する情報は、売主のホームページで参照できるものとします。

4 未成年者は、保護者の方の同意を得た上で契約をするものとします。未成年者から注文があった場合は、当該同意が存在しているものとみなします。

5 買主は、別紙『製品を安全に使用するための注意事項』及びマニュアルに従って、当社製品等を利用するものとします。

6 売主の関係会社又は第三者が行う当社製品等の販売や特定の有料サービスを利用する場合は、売主の関係会社又は第三者が定める各種規約が適用されます。この場合には、その販売される製品やサービスについて、売主は一切の責任を負わないものとします。

(オンラインショップ以外の注文方法)

第2条 買主は、商品価格のほか、売主規定の送料、代金引換手数料その他の費用の総額を確認した上、本約款及び個別条件に同意した後、売主所定の注文書に必要事項を記載し、売主に対し、メール、FAX、郵送等により注文書を送信し又は送付する方法により注文するものとします。

2 売主は、前項の注文書を受領した場合は、注文受付メール等を買主に対し送信し又は郵送するものとします。

3 買主は売主に対し、売買代金その他の諸費用 (配送料、消耗品代等) を、売主が発行する請求書に記載する支払条件に基づき支払うものとします。振込手数料は、買主の負担とします。

(オンラインショップを利用した注文方法)

第2条の2 買主は、商品価格のほか、売主規定の送料、代金引換手数料その他の費用の総額を確認した上、本約款及び個別条件に同意した後、売主指定の要領に従って必要事項を入力の上、その注文内容を売主に送信する方法により注文します。注文情報を送信する際には、注文確定画面にて最終的にその内容を確認することができます。

2 支払い方法は、オンライン上に記載する方法から選択することができます。振込手数料は、買主の負担とします。

3 売主に送信された注文内容に誤りがあった場合には、本約款の定めによる場合及び売主の責に帰すべき場合を除き、内容の変更、キャンセル、返品等は原則承ることはできません。

4 当社製品等の売買契約は、売主が注文に対する承諾の通知を買主に発信したときに成立するものとします。ただし、当社製品等が品切れの場合や買主がクレジットカード払いを選択した場合におい

て買主とクレジットカード名義人との同一性を確認できない場合には、当該契約は遡って成立しなかったものとします。契約が成立しなかった場合は、その注文は無効とします。

(注文内容の変更・キャンセル)

第3条 注文確定後の変更又はキャンセルは、売主が商品を発送する前であって、かつ売主が変更又はキャンセルにつき合理的な理由があると判断した場合に限り承ることができます。商品発送後の返品・返金につきましては、本約款に定める場合の他は応じることができません。

2 注文内容の変更又はキャンセルにより、売主から買主へ返金が発生する場合は、売主所定の手数料を差し引いた後、買主の指定する銀行口座へ振込送金の方法により返金します。なお、注文時にクレジットカード払いを支払い方法として選択した場合は、原則としてクレジットカード会社からの返金となります。ただし、売主から買主へ返金する時点において、当該クレジットカード会社による決済処理が既に行われている場合には、売主所定の手数料を差し引いた後、買主の指定する銀行口座へ振込送金の方法により返金します。(買主都合による返品・返金)

第3条の2 買主都合による返品の場合、当社製品等の受領後30日以内に限り、返品・返金を受け付けます。

2 当社製品等が未開封の場合、返金金額は次の各号の費用を差し引いた金額となります。未使用であっても開封済み場合は、次項の適用となります。

(1) 発送時の送料

(2) 返品手数料 (売買代金の10%+消費税)

(3) 口座振込手数料

3 当社製品等が開封又は使用済みの場合、返金金額は、前項の費用のほか、検査・修理作業費用を差し引いた金額となります。検査・修理作業費用は、返品後、売主が検査を実施して算出した費用とします。

(所有権)

第4条 当社製品等の所有権は、代金完済時に、売主から買主に移転します。ただし、代金の支払い方法がクレジットカード払い又はローン払いの場合は、各クレジットカード会社又はローン会社の定めに従うものとします。

(納入・発送)

第5条 売主は、買主が指定した期日までに、買主の指定する配送先 (ただし、国内に限られます。) に、委託先配送業者を通じて納入するものとします。なお、納入及び配送に要する費用は、買主の負担とします。

2 売主が諸般の事情により前項の期日までに納入できない場合は、売主又は委託先配送業者を通じて、買主にその旨を通知するものとします。

3 商品の発送の変更、遅延及び当該事情による注文の変更・キャンセルに伴い発生する損害については、売主は一切の責任を負わないものとします。

4 買主は、当社製品等を、売主が発送した日から1週間以内に受領するものとします。

5 売主が当社製品を発送した日の翌日から30日を経過しても当社製品等を受領しない場合、売主は、保管料その他違約金として当

売買契約約款

社製品等の売買代金相当額を請求できるものとし、当該請求と買主より支払いを受けた代金とを相殺することができるものとします。

(検査)

第6条 買主は、当社製品等の納入（受領）後の検査により当社製品等に瑕疵又は数量不足等を発見したときは、直ちに理由を記載した書面又はメールにて売主に通知をしなければなりません。当社製品等の納入後、本通知がなされないまま10日間が経過したときは、当社製品等が検査に合格したものとみなします。

2 売主は、検査の結果、不合格になったものについては、売主の費用負担で引き取り、代品の納入を行うものとします。

(契約不適合責任)

第7条 当社製品等の納入後、納入後の検査においては容易に発見することができなかった種類又は品質に関する契約不適合が発見されたときは、納入時から30日以内に限り、買主は売主に対して、無償の修理又は代品の提供を請求することができます。

2 買主は、本約款に定める場合の他、当社製品等の契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとします。ただし、売主が当社製品等の契約不適合を知り、又は過失によって知らなかったときはこの限りではありません。

(危険負担)

第8条 当社製品等の買主への納入前に、買主の責に帰さない事由により、当社製品等に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、売主の負担とします。

(製品保証)

第9条 当社製品等の保証については、商品受領後30日以内に、部品の不足又は初期不良があった場合に限り、無償にて修理又は交換により対応します。ただし、売主が不良状況等を確認後、無償による修理又は交換が適当でない判断した場合は、有償その他の方法により対応する場合があります。

2 買主は、当社製品等を売主が提供する製品マニュアル等に従い適正に組み立て及び使用するものとし、買主が、当該マニュアル以外の方法により、又は買主が任意に改造等することにより使用した場合には、いかなる保証も適用されないものとします。

3 前項の場合のほか、次の各号に掲げる場合も保証の適用外となります。

- (1) 火災、地震、水害その他天災地変により故障した場合
- (2) 他の機器に起因する故障や不具合の場合
- (3) 日本国外での使用により不具合を生じた場合
- (4) 付属品類の消耗により不具合を生じた場合
- (5) 売主指定の付属品や消耗品以外の使用による故障の場合
- (6) 不適正又は不十分なメンテナンスによる故障の場合
- (7) 売主以外の第三者から購入し、又は譲り受けた製品が故障した場合

4 売主は、付属品の保証については、保証期間中においても初期不良以外の返品、交換等は一切応じないものとします。

5 売主が買主からお預かりしている当社製品等の修理又は検査が完了した後、その旨、売主が修理・検査完了の報告、並びに商品の返却準備が整ったことをお知らせしているにも関わらず、買主が当社製品等を受け取らない場合（買主が売主に通知した連絡先（住所、

電話番号、メールアドレス等）に通知しても、買主から何ら返信がない、又は連絡が取れない場合を含みます。）、当該製品等の受領に係る通知をした日の翌日から起算して180日を経過した時点で、売主は買主が当該製品等の所有権を放棄したものと見做し、売主所定の方法で当該製品等を処分できるものとします。この場合、売主は買主に対し、当該製品等の保管期間に要した費用及び当該処分に要する費用（見積料、修理料金、送料、廃棄費用等含みます。）を請求できるものとします。

(標準保証)

第9条の2 標準保証とは、製品ごとに定められている保証期間中に当社製品等に発生した故障（通常使用による故障に限ります。）について、無償にて消耗品を除く部品の修理又は交換をするサービスをいいます。詳しい保証内容は別紙の「標準保証について」のとおりととなります。

(保守プラン)

第9条の3 保守プランとは、購入時に所定の保証料を支払った買主に対し、保守プラン期間中に当社製品等に発生した故障（通常使用による故障に限ります。）について、無償にて消耗品を除く部品の修理又は交換をするサービスをいいます。

2 保守プラン期間中に、レーザー発振器又は光学部品（レンズ・ミラー）に売主所定の劣化が認められた場合、売主はレーザー発振器又は光学部品（レンズ・ミラー）を各年1回まで無償にて交換します。

3 保守プラン期間は、購入時に1年間、2年間、3年間の中から買主が選択できます。保守プラン期間は、買主が当社製品等を受領した日から開始します。

4 1年間又は2年間の保守プランを申し込んだ買主は、期限切れ前に延長の申し込みをすることで、最長3年間まで保守プラン期間を延長できます。

5 第9条2項及び3項に掲げる場合は、保守プランの適用外となります。

(延長保証)

第9条の4 延長保証とは、購入時に所定の保証料を支払った買主に対し、延長保証期間中に当社製品等に発生した故障（通常使用による故障に限ります。）について、無償にて消耗品を除く部品の修理又は交換をするサービスをいいます。

2 延長保証期間は、購入時に1年間、2年間、3年間の中から買主が選択できます。延長保証期間は、買主が当社製品等を受領した日から1年後（標準保証終了後）に開始します。

3 1年間又は2年間の延長保証を申し込んだ買主は、期限切れ前に延長の申し込みをすることで、最長3年間まで延長保証期間を延長できます。

4 第9条2項及び3項に掲げる場合は、延長保証の適用外となります。

5 第13条該当事由を原因として延長保証を打ち切る場合は、売主は受領済みの保証料を返還しません。

(サポート対応)

第9条の5 当社製品等に関する技術サポート、修理、検査その他一切のサポート対応は、電話、メール、ビデオ通話その他のオンライン手段により行うものとし、売主のスタッフが買主の所在地その

売買契約約款

他の場所に訪問して対応することはいたしません。

2 修理又は検査が必要な場合、買主は自らの費用負担により、当社製品等を売主が指定する場所に送付するものとします。ただし、第9条に定める初期不良に該当する場合の送付費用は売主の負担とします。

3 前項の送付にあたり、買主は事前に売主に連絡の上、売主の指示に従って当社製品等を梱包及び発送するものとします。送付中に生じた当社製品等の破損、紛失等について、売主は一切の責任を負わないものとします。

(会員)

第10条 買主は、売主が定める会員規約に同意の上、会員に入会することができます。

2 会員は、売主が定めるポイントサービスその他会員向けサービスの提供を受けることができます。

3 売主は、会員との個別の合意なしに、売主が定めるポイントサービスその他会員向けサービスの内容を変更することができるものとします。

(ソフトウェア)

第11条 買主は、売主の販売する当社製品等を購入する場合には、売主指定のソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）をインストールして利用するものとします。ただし、本ソフトウェアは、買主に予告なく仕様変更等されることがあります。

2 本ソフトウェアの利用には、商品に添付された契約書、又はインストール時若しくは使用開始時に表示される利用規約（名称を問わず本ソフトウェアの使用条件について定めたものをいいます。）の定めが適用されるものとします。

3 買主は、本ソフトウェアの使用にあたり、事前にマニュアルを確認するものとします。

4 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、売主又は正当な権限を有する第三者に帰属します。

(債務不履行等)

第12条 買主が次の各号のいずれかに該当したときは、売主は、催告をすることなく通知のみにより売買契約を解除し、当社製品等を買主の費用で回収するものとします。この場合において、売主に損害があるときは、買主はこれを賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本約款に違反したとき
- (2) 本約款以外の売主、買主間の取引に係る約定に違反したとき
- (3) 支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡りがあったとき
- (4) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生、その他これらに類する手続きの申立があったとき
- (5) 営業の休廃止若しくは解散をし、又は営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき
- (6) 売主に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- (7) 買主が登録した連絡先に連絡が取れないとき
- (8) 買主が購入日から30日間当社製品等を受領しないとき
- (9) その他売主において契約を継続することが適当でないと判断したとき

(制限事項)

第13条 売主は、買主が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。買主が次の各号に掲げる行為を行った場合は、売主の判断により、本約款に定める買主の権利を制限させていただくことがあります。

- (1) 売主に許可なく当社製品等を転売、貸与等を行うこと
- (2) 注文書発送・注文情報入力・会員登録の際等に虚偽の内容を記載すること又は第三者の名義を使用すること
- (3) 当社製品等を売主が指定する用途以外の方法で使用するこ
- (4) 売主と同種又は類似の業務を行うこと
- (5) 当社製品等のマニュアル、法令、ガイドラインその他ルールに違反する行為を行うこと
- (6) 売主の著作物（ホームページに掲載した写真等）に係る著作権等の知的財産権の侵害をすること
- (7) 売主に対し合理的な理由のない行為を強要すること
- (8) 他者の権利を違法に侵害する行為を行うこと
- (9) 前各号のほか、売主において不適当であると判断する行為を行うこと

(免責事項)

第14条 売主は、次に掲げる場合には、何ら責任を負わないものとします。

- (1) 当社製品等の組み立てや使用上における破損、ケガ、事故及び火災等
- (2) 当社製品等のマニュアル等を守らなかったことにより生じた損害、ケガ、事故及び火災等
- (3) 当社製品等を改造し、又は売主指定品以外の機器等の使用により生じた損害、ケガ、事故及び火災等
- (4) 売主（売主の指定業者を含む。）以外の修理より生じた損害、ケガ、事故及び火災等
- (5) 売主の責に帰することができない当社製品等の経年変化（腐食、劣化、消耗品の磨耗、破損等。なお、経年変化が発生する期間は、使用環境、使用条件、作動条件等により異なります。）に伴う、機能又は性能の劣化に起因する損害、故障及び損傷等
- (6) サーバー機器類の障害、通信回線障害、各種障害、天災地変、その他売主の責に帰することができない事由から生じた損害（損害賠償の範囲）

第15条 売主が本約款に基づく債務を履行しないことにより買主に損害を与え、売主が損害賠償責任を負う場合には、その賠償額は、損害の直接の原因となった当社製品等について、売主が買主から支払いを受けた代金相当額を上限とします。

(個人情報)

第16条 買主は、売主が個人情報につき必要な保護措置をとった上で、買主の個人情報（氏名等により特定の個人を識別できる情報）を以下の各号に例示する業務遂行上必要かつ合理的な範囲で利用することを認めるものとします。

- (1) 本人確認
- (2) 当社製品等の売買の確認、売買後の配送及びそれに付随した連絡
- (3) 当社製品等の提供や機能拡張に向けた研究開発
- (4) 当社製品等の利用に伴う連絡・各種お知らせ等の配信・送

売買契約約款

付

(5) 当社製品等の改善・新規サービスの開発及びマーケティング

(6) その他当社製品等のキャンペーン・アンケート・モニター・取材・営業等の実施

(反社会的勢力の排除)

第17条 売主及び買主は、現在及び将来においても、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が山梨県暴力団排除条例第2条第1項に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれにも該当しないこと、かつ暴力団員等を利用しないことを表明し保証します。違反者が本条違反を原因とする解除により損害を被った場合であっても、一切違反者の責任とします。

(分離可能性)

第18条 法令又は裁判所の判決により本約款の一部が無効と判断された場合においても、当該部分を除く他の規定の有効性、合法性及び適用可能性には何ら影響や支障は生じないものとします。

(準拠法)

第19条 本約款は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとします。

(合意管轄)

第20条 本約款に関する一切の紛争は、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。